

第十回国会 農林委員会 議録 第二十四号

（四五〇）

昭和二十六年三月十九日（月曜日）

午後一時五十八分開議

出席委員

委員長代理 理事松浦東介君
理事中垣 國男君 理事野原 正勝君
理事足鹿 覺君

宇野秀次郎君 川端 佳夫君
河野 謙三君 幡谷仙次郎君
原田 雪松君 平野 三郎君
金子與重郎君 八百板 正君
木村 榮君 横田甚太郎君
羽田野次郎君

農林政務次官 島村 軍次君
食糧庁長官 安孫子藤吉君
委員外の出席者 専門員 難波 理平君
専門員 岩隈 博君
専門員 藤井 信君

三月十九日

委員越智茂君辞任につき、その補欠として川端佳夫君が議長の名で委員に選任された。

同日 中垣國男君及び吉川久衛君が理事に補欠当選した。

三月十七日

競馬法の一部を改正する法律案（小笠原八十美君外七名提出案法第十五号）

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

理事の互選
食糧管理法の一部を改正する法律案

第一類第九号

農林委員会議録第二十四号 昭和二十六年三月十九日

（内閣提出第七九号）
食糧の政府買入数量の指示に関する法律案（内閣提出第八〇号）
農薬取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇九号）（予）

競馬法の一部を改正する法律案（小笠原八十美君外七名提出、衆法第一五号）

○松浦委員長代理 これより農林委員会を開会いたします。

この際理事の補欠選任についてお諮りいたします。去る十七日理事中垣國男君及び吉川久衛君がそれ〴〵委員を辞任いたしましたので、理事が二名欠員となっておりますが、両君が再び農林委員に選任せられましたので、この機会に委員長において中垣國男君及び吉川久衛君をそれ〴〵理事に指名いたしましたと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕
○松浦委員長代理 御異議なしと認め、さう決定いたしました。

○松浦委員長代理 これより去る三月十七日本委員会に付託せられた小笠原八十美君外七名提出、競馬法の一部を改正する法律案及び去る三月十五日予備審査のために本委員会に付託になりました内閣提出、農薬取締法の一部を改正する法律案を議題とし、順次審査に入ります。

まず競馬法の一部を改正する法律案の趣旨について提案者の説明を求めます。川端佳夫君。

競馬法の一部を改正する法律案
競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項但書中「その隣接競馬場において、年四回開催することのできる。」を「その開催することのできない回数、競馬場は、他の競馬場において開催することができ、この改正、同條第二項を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を第二項とする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○川端委員 ただいま上程になりました小笠原八十美君外七名の提案にかかると競馬法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

現在国営競馬は、札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、横浜、中京、京都、阪神、小倉及び宮崎の十二箇所となつておりますが、諸種の事情により、現実に使用に供せられてゐるのは新潟、横浜、中京及び宮崎を除く八競馬場であつて、原則として年三回以内を開催することができ、天災地変その他やむを得ない事由があつて、一競馬場において年三回開催することができないときは、その隣接競馬場において

わずか年四回開催することができるようになつてゐるのであります。しかるに地方競馬においては、全国を通じて七十八競馬場と百六十九、――これの内訳は、都道府県四十六、指定市町村百二十三の開催主体があり、年間三百六十五日連続競馬を実施してなお日足らざる状況にありまして、国営競馬に比し地方競馬は、実質的に競馬場ごとの開催回数の増加がなされてゐるのと同様であり、従つて国営競馬の馬主は地方競馬の馬主に比し、自己の馬を出走せしめる機会に乏しく、ために馬主経済もまた危機に瀕し、国営競馬の繁栄もまた危ういものであります。かゝる馬主経済の危機と国営競馬繁栄の地方競馬へのうつりたる移動とは、従来わが国競馬の最高水準として健全な進歩発達を遂げて来た国営競馬の危機でもあります。かつまた地方競馬に多数の競走馬が流出するにおきましては、競走馬資源の維持涵養という畜産上の観点からはなほ憂慮にたえないのであります。地方競馬における競走馬は明らかに飼育の傾向にあつて、わずか数箇月程度においてその馬体を消耗し、ために競馬の重要機能の一たる種牡馬、種牝馬たるべき優良馬の生産地への還元ということはとうてい不可能であり、現在すでに戦前の五分の二に激減してゐる種馬資源をさらに急速に枯渇せしめ、数年以内に競馬自体の壊滅を招来することは必至

の趨勢であります。よつてこの危機打開の一策といたしまして、この際開催不能の国営競馬場の開催回数を他の競馬場において開催し、馬主経済の逼迫を緩和し、あわせて国庫収入の増加をはかることに、種牡馬、種牝馬たるべき優良馬を国営競馬において多数確保し、一定年齢到達後これを生産地にすみやかに還元し、種馬資源の維持涵養に資するとともに、健全なる競馬の存続をはかることが喫緊の要務であると認められますので、かつまた国営競馬馬主団体の切なる要望の次第もあり、また今回競馬法一部改正法案を提案いたしました次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同下さらんことを切望いたします。これをもちて説明を終ります。

○松浦委員長代理 次に農薬取締法の一部を改正する法律案について政府の説明を求めます。島村農林政務次官。

農薬取締法の一部を改正する法律案
農薬取締法の一部を改正する法律案

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一條の次に次の一條を加える。
（公定規格）
第一條の二 農林大臣は、農薬につき、その種類ごとに、含有すべき有効成分の量、含有を許される有害成分の最大量その他必要な事項

第一條の二 農林大臣は、農薬につき、その種類ごとに、含有すべき有効成分の量、含有を許される有害成分の最大量その他必要な事項

第一條の二 農林大臣は、農薬につき、その種類ごとに、含有すべき有効成分の量、含有を許される有害成分の最大量その他必要な事項

第一條の二 農林大臣は、農薬につき、その種類ごとに、含有すべき有効成分の量、含有を許される有害成分の最大量その他必要な事項

についての規格（以下「公定規格」という。）を定めることができる。

2 農林大臣は、公定規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その期日の少くとも三十日前までに、これを公告しなければならない。

第二條第二項から第四項までを次のように改める。

2 前項の登録の申請は、左の事項を記載した申請書及び農薬の見本を提出して、これをしなければならぬ。

一 氏名（法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ。）及び住所

二 農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分その他の成分との別にその各成分の種類及び含有量

三 販賣する場合の包装及びその内容量

四 適用病害虫、使用方法並びに薬効及び農薬に関する試験成績

五 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

六 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨

七 貯蔵上又は使用上の注意事項

八 製造場の名称及び所在地

九 製造業者の製造し、又は加工した農薬については、製造方法及び製造責任者の氏名

3 農林大臣は、前項の申請を受けたときは、農薬検査所の官吏（以下「検査官吏」という。）に農薬の見本について検査をさせ、次條第一項の指示をする場合を除き、遅滞

なく当該農薬を登録し、且つ、左の事項を記載した登録票を交付しなければならない。

一 登録番号及び登録年月日

二 登録の有効期間

三 農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分その他の成分との別にその各成分の種類及び含有量

四 製造業者又は輸入業者の氏名及び住所

五 製造場の名称及び所在地

4 現に登録を受けている農薬について再登録の申請があつた場合には、農林大臣は、これについて、前項の検査を省略することができる。

5 登録の申請をする者は、三千円をこえない範囲内において省令で定める額の手料を納付しなければならない。

第三條第一項を次のように改め、第二項中「書面」を「申請書」に改め、第三項を削る。

農林大臣は、前條第三項の検査の結果、左の各号の一に該当する場合は、同項の規定による登録を保留して、申請者に対し申請書の記載事項を訂正し、又は当該農薬の品質を改良すべきことを指示することができる。

一 申請書の記載事項に虚偽の事実があるとき。

二 申請書に記載する使用方法により当該農薬を使用する場合に農作物又は農林産物に害があるとき。

三 当該農薬を使用するときは、危険防止方法を講じた場合にお

いてもなお人畜に著しい危険を及ぼすおそれがあるとき。

四 当該農薬の名称が、その主成分又は効果について誤解を生ずるおそれがあるものであるとき。

五 当該農薬の薬効が著しく劣り、農薬としての使用価値がないと認められるとき。

六 公定規格が定められている種類に属する農薬については、当該農薬が公定規格に適合せず、且つ、その薬効が公定規格に適合している当該種類の他の農薬の薬効に比して劣るものであるとき。

第四條第二項中「農薬資材審議会の議決を経て」を削る。

第六條を次のように改める。
（登録を受けた者の義務）

第六條 第二條の登録を受けた者は、登録票を、製造業者にあつては主たる製造場に、輸入業者にあつては主たる事務所に備え付け且つ、その写をその他の製造場又は事務所へ備え付けて置かなければならない。

2 第二條の登録を受けた者は、同條第二項第一号又は第三号から第九号までの事項中に変更を生じたときは、その変更を生じた後二週間以内に、その理由を附してその旨を農林大臣に届け出、且つ、変更のあつた事項が登録票の記載事項に該当する場合にあつては、その書替交付を申請しなければならない。

3 登録票を滅失し、又は汚損した者は、農林大臣にその旨を届け出

て、その再交付を申請しなければならない。

4 前二項の規定により登録票の書替交付又は再交付の申請をする者は、二百円をこえない範囲内において省令で定める額の手料を納付しなければならない。

第七條各号を次のように改める。

一 登録番号

二 公定規格に適合する農薬にあつては、「公定規格」という文字

三 登録票に記載された農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分その他の成分との別にその各成分の種類及び含有量

四 内容量

五 適用病害虫及び使用方法

六 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

七 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨

八 貯蔵上又は使用上の注意事項

九 製造場の名称及び所在地

十 製造業者の製造し、又は加工した農薬については、製造年月及び包装年月

2 製造業者又は輸入業者は、その製造し、加工し、又は輸入する農薬について、その有効成分又は効

果に關して誤解を生ずるおそれのある名称を用いてはならない。

第十二條第一項中「農薬資材審議会の議決を経て、及び第三項中「農薬資材審議会の議決を経て」を削る。

第十三條中「検査官吏」を「検査官吏その他の関係職員」に改める。

第十四條を次のように改める。

第十四條 農林大臣は、製造業者、輸入業者又は販売業者がこの法律の規定に違反したときは、これらの者に対し、農薬の販売を制限し、若しくは禁止し、又はその製造業者若しくは輸入業者に係る第二條の規定による登録を取り消すことができる。

2 農林大臣は、その定める検査方法に従い、検査官吏に農薬を検査させた結果、農薬の品質、包装等が不良となつたため、農作物、農林産物又は人畜に害があると認められるときは、当該農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。

3 前二項の処分があつた場合には、第十二條第二項及び第三項の規定を準用する。

第十四條の次に次の一條を加える。

第十四條之二 農林大臣は、前條第一項の規定により登録の取消をしようとするときは、当該登録を受けている者に対し、あらかじめ期日、場所及び取消の原因たる事由を通知して、公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を呈示して意見を述べる機会を與

ことが出て来ると思うのであります
が、拂下げ形式は具体的にはどうい
う方法で行われるかということを開き
たいのであります。

○安孫子政府委員 これはなお十分研
究をしなければならぬ問題でありま
す。大体の考え方については、
輸入の麦には補給金がついておりま
す。そうした関係からいまして、こ
れを入札等によつて価格を相当ある
ような状況によつて出すことは適当
でないと思ひます。それで実需者、主
として実需者となることになりまし
ますが、そういうところに割当をいた
しまして処分を行くという形が一番
妥当じゃないかというふうに、ただ
まのところ思つております。

○金子委員 輸入食糧の問題につき
ましては、ただいまのお話のように、
競争入札とすることになりまし
と、せつかく國家はこれに對して補給
金を出しておきながら、今度はそこ
に競争入札によるせり上げができて
来る。そうすると補給金を出すとい
う目的の結果が出るものが一つ考
えられるのと、もう一つ逆の場合を
よく考えなければならぬと思ひまし
す。それは割当をして、特定の人に
一定な価格でもつて拂下げるとい
うことになる、たとえば、今度の農
林委員会非常問題になった、あなた
の方で持つている飼料資源について
も、この非常時を救うために、特定
実需者に対して特定な価格で出して
ほしい、こういうような農林委員
会の要望であつたけれども、現実
の問題になりまして、當局がさ
じ加減といふものを最大限した
けれども、基本的会計法といふもの
の基本法律に触れるため

に、どうにもならない結果が現在出
ておるのであります。そうしますと、
つともこれは政府の品物ではないと言
えども、それまでもあります。これは政
府の品物と同じことでありまして、補給
金がたくさん出ております。また買上
げしたものは政府の品物であります。
これを特定の人に特定な価格で拂下
げができるかどうか。

○安孫子政府委員 会計法をもう少し
詳細に検討する必要がありますけれど
も、隨意契約をやります場合は、会計
法上いふ／＼な例示が載つておりま
すので、あの例示を引用することに
よつて、そうした目的の場合には隨意
契約も可能ではないかと思つてお
ります。

○金子委員 そういふ方法が可能であ
るとするならば、今度のえさの問題な
どもさつそくそういう方法を使つて、
こういう大きな問題にならぬように
して行けるのではないかと。そういう
ことが最近えさの問題とからみ合つて、
農林委員会は非常に不満を持つて
いる。しかし一方会計法がこういう
ようにするのだからどうにもならぬ
ところで、答弁しているわけであり
ます。政府が買上げた品物を特定
な人たちに拂下げをしないという
目的は、生産資材の値上げをしな
いという建前から、話としてはわか
るのではありませんか、今度と同じ
ような問題が出るのではないかと
思ひます。会計法の特例なり何なり
に對して、私はまだ勉強しておりま
せんけれども、この中でよくわか
りませうけれども、ここに相當の
問題が起るのではないかと。もう
一つは割当をするやり方につきま
しても、たとえば現段階におきま
す小麦の製粉会社への割当を見ま
しても、あれを競争入札で行くなら
ば、も

つともコストが下げられると思
う。なるほど中型製粉やその他の製粉
に對して、品質云々といふことはあ
りませんが、それと大型製粉だけが
製粉会社のような形をとつておつて、
それだけを對象にしてやるからして、
新しい企業形態のものができて来
ない。ことに製粉のものをみると、
大会社が大きな組織を持つていて
品質が安い。いのができる、そし
てコストが安い。かえつてそうで
ない。今の事情を見ても、むしろ中
型の製粉程度のもので、質におい
ても劣つていて、質に劣る。コスト
の安いものができていて、事実上
御承知のように、今の製粉工程の
機械の狀態を見ても、日本の製粉の
ダイヤグラムは非常に旧式であり
ます。ずつと昔にアメリカから入
つた通りをやつていて、ことに日
本のような硬質小麦の少ない地帯
におきながら、要するにアメリカ直
輸入のダイヤグラムでやつていて
いるために、能率的にも品質的
にも必ずしも日清、日本といふや
うなものがない。そうするならば、
どうしてかといふものが日本の發
展しないかと言へば、資本力にお
いて大資本企業が独占しておつた
から發展もしないで、でんとそこ
に位置を構えておられたわけであ
ります。これが自由競争になれ
ば、製粉技術の上からいつて進歩
すると思ひます。そういう点から
現段階の拂下げの狀態を見ても、
私も何もかもコストが安くでき
ると思ひますけれども、依然として
大製粉本位に配給なり加工計
画を立てている。それが引續いて
今度の自由商業の中へ拂下げる
場合で

も、これを割当することになると、
それと同じような結果が出て来る
のではないかと。ひいては農民の
売渡しの價格と、それから消費者
の配給を受ける價格との間に非
常な開きが出て来る。そのコス
トの低いことは、生産と消費の
間に大きな開きが出て来る。そ
こで統制の正しいコースをとら
ずに、やみで横へ流して行く方
が、消費者の立場においても、
生産者の立場においても有利
だといふ、今の統制もそこら困
難が來ておる。それを助長する
のではないかと。そこで私は政府
の買上げのものを對して、会計
法その他で何らかの考慮をして、
かりに今お話をしたような、特
定な価格で特定の人に割当して
配給をするといふことは、その
やり方に対しては、非常な問題
と考慮されるべき点があるじや
ないか、こう私は思ふのであり
ますが、そうなりまして、はた
して大型製粉本位のやうな形
で行く見込みですか、その点
をお聞きしたいのです。

○安孫子政府委員 これは実は非常
に検討を加えておる問題であり
ますが、一つの考え方として、ま
ど米穀統制法の運用の場合のや
うな、一定價格によつて無制限
に賣つて行くという行き方が考
えられ、政府において相當大
きなストックを持つて、これは
價格安定の面において相當き
く思ひます。状況が許します
れば、そういう行き方もとり得
ると思ひますけれども、私が
申し上げたのは、安全度から見
れば、割当てでもつてそれに
ひきつづけてやつて行くとい
うやり方をした方が、價格安
定の上により効果的ではない
かといふ考え方をいたしてお
るわ

けでありまして、その法規的な
関係につきましましては、会計
法を詳細に検討してみたい、
こう思つておるわけであり
ます。その場合に、一定の者に
それを渡すといふその基準を
何に求めるかといふことでござ
います。これはもちろんこの大
型のみに出さず、いろいろな
ものに参入するので、現在政府
の委託加工をやつております
やうな、ああいう對象工場につ
いてやつて参るものが、一
番適切じやないかといふふう
に思つております。現在でも
あつて大型工場のみを優遇し
ておるのではあつせん。一面
コストの關係から申しま
すと、あの工場を縮小した
ま、大型あるいは中型等に集
中をいたしたければ、コストの
關係は、運搬日數の關係もあ
りまして、もつと引下がる
といふことも予想されるのであ
りますけれども、産業全般の關
係から、少し手広く割当てを
いたしておるやうな状況であ
ります。これを急激に変更した
ま、これはどうかと思ひます。
その辺は、大体そういう方針を
踏襲して行くのが適當ではな
いだろうか、そう思つてお
ります。

○金子委員 この問題は、麦類の法律
案が通過するしないにかかわらず
統制、ことに配給面の統制をや
めるといふことになりまして、
当然出て来る問題であります。
ただここに具体的な方法につ
きましては、案がありませんか
ら、この問題は後に譲ること
にいたしますが、この問題は
麦の統制撤廃を考えた場合に、
問題が今後非常に大きく残
される、こう考へております
ので、このことにつきま
しては、事實上後所だけで
行われないうで、私どもの
納得するよ

四

うな方法で今後研究していただきたい。この点についてはお願いをしておきます。

それから麦類の配給をまつた自由にするのを、一体いつの時期に見ておるかということであります。

○安孫子政府委員 大体的構想は、去年の暮れ三相会談で基本方針を決定いたしました。その際の考え方として、麦をはずすといいたしますれば、七月から麦の配給並びに各種の流通上の制限をやめる、つまり自由になるわけでございます。しかし消費者といいたしまして、急に自由にされました場合に、はたして必ず今までのとおり隔たりのない価格で買えるかどうかということについて、心理的な不安があつてはならぬという考えからいたしまして、統制をはずして七、八、九、十と、遅くとも十月まではクーポン制による裏づけをやつて参りたい、こういうふうな考へておるわけであります。

従つて七月から十月までの間は、自由の表並びに麦製品を消費者といいたしては買えますけれども、一方クーポンが消費者の手元に参りますから、そのクーポンの裏づけになりますものもクーポンによつて買ひ得る。そうすると市場にはクーポンの裏づけのある麦並びに麦製品と、自由の麦並びに麦製品が二本流れて行くわけであります。そういったすれば、消費者といいたしましてその期間に自由に買ひ得るといふような心理が確実になつて参りました。十一月からクーポン制を廃止いたしました。十一月から自由な流通機構といふものになれてしまひました。その間に不安がないということになるのではなからうか。そういったし

すと、七月に自由にいたしました。七、十はクーポン制によつて裏づけをいたしまして、十一月からクーポンもやめる、麦が完全な自由の状態に入るというふうな構想を大体持つておるわけであります。

○金子委員 そうしますと、さつきの話にもどるようでありますが、かりに十一月から麦製品に対しては、配給量においても、価格においてもまつた自由な立場に置くということになります。自由な立場に置くという政府手持ちなり、あるいは輸入食糧とか、何らかの方法をもちまして、一定の価格ないしは一定に近い価格で、特定の人ないしは特定の人に近い機関に対して拂下げをする。そうして、それが経済界なりあるいは食糧事情の変化によつてどんなにもうかつても、これはしかたがない、こういう見解になるわけですか。

○安孫子政府委員 七月から十月までの間は、そうしたクーポン制の裏づけのあるものを流すわけでありまして、先ほど申し上げたように、裏打ちをする意味においての流し方をしなればならぬと思ひます。今度は十一月以降の売却の問題になります。この方式は、これもまだ未定稿でありまして、いろいろ検討をされている最中でありますけれども、やはり補給金のついた場合に、これが中間において相当うまいしるを吸われてしまひ、消費者の価格を安定させるといふ趣旨に沿つて、ぬといふような流し方であつては、絶対にいかぬ問題でありますので、広い意味においての時価による入札というやうなことでなく、やはり一定価格によつて、申込みがあつた場合には

売つてやり、そのものに対しては契約上の束縛をいたしまして、契約でもつてこういう措置、あるいはこういう価格で、こういうルートで流すべきだといふやうなことをいたしまして処分するといふことが、一つの方法かと思ひます。

○金子委員 一方それに違反した場合には、これは私法上の契約でありますから、必ずしも刑罰問題は出て来なからうかと思ひます。今後そのものに対しては処分をしないとか、違約金を徴収するといふやうな措置がでましても、そうでない刑事上の問題は発生いたしません。これも研究中であります。その価格といふやうなものを、一つの暴利取締令の基準価格といふふうに見まして、暴利取締令の発動の一つの価格といふやうなことを考へて、それによつて取締りをして行くといふことも、一つの方法ではなからうかといふふうな考へておるのであります。その辺はまだ最後の結論は出しておりませんけれども、そうした線に沿つて検討いたしておる最中であります。

○金子委員 ただいま御説明がありましたが、これだけ範囲の広い中で、ことに麦類は第一次加工、第二次加工の問題があり、その下に卸売があり、小売があり、相当複雑な状態にあるのに、統制をはずせば、そのためにいろいろ間接的な煩雜さといふものがなくなるという今の説明の範囲では、今後統制を解除して、そうしてかりに條件の契約によつて売渡をいたしましても、それがはたして政府の意図するやうな形において消費者の手に届くかどうかといふことに対しては、非常に疑問がある。またこれを徹底させよ

うとするならば、これはさくの中にいる牛をつかまえるのでなくて、さくの外に離れた牛をつかまえるほど骨が折れる、かえつて手数がかかつて来るといふやうな感じがするのであります。しかしながらこれは私の感じでありまして、それからそれをどうこう申し上げるのではありませんが、結局この点につきましても、拂下げの問題と同じように、その後における加工あるいは運送、末端配給までの政府の監督、あるいは契約履行ができるかできないかといふことに対しては、非常に疑問があるものであります。この点も今研究中であるといふことであれば別であります。が、よほど真剣な立場で研究いたしませんと、また具体的の方策がありま

せん、結局は非常な無理をして、政府は生産者から買い上げることになる。政府は決して無理な買上げはしないといふことを、常に買上げの過程において言うておるのであります。が、無理な買上げをしたといふことは、政府をして言わしめれば一度もないのであります。が、われわれ末端におりますと、無理な買上げでなかつたことは一度もない。せいゝ今年の米が幾分量が少かつた程度でありまして、いつでも大きなおどかしをかけて来るのであります。米麦の生産費といふものは、その土地々々によつて非常に相違があるものであります。それから、生産費の安い所では引合ふと言ふだらうけれども、しかしながら生産費の高くつく所からは、とうていこれでは半分にも及ばないといふやうな相談を受けるわけであります。そういう点から行きまして、それが配給の結果、あるいは業界の利潤といふやうなものを目の前に見せつ

けられますならば、農民の生産なり、供出の意欲にも非常に大きな影響をもちますので、この点は研究申せども申しますからこれ以上申しませんが、この点について、政府としては十分御研究をお願いしたいと思います。

それから食糧の政府買入数量の指示に関する法律案につきまして、第三條と、それから第四條にも同じやうなことがあるのであります。が、都道府県農業委員会の意見を聞くといふふうなこの法案においてはなつておるのであります。これはかつての農業調整委員会

のときには、そこに議決権を認めておつたと思ひますが、どういふわけか、この法律をかへることによつて、輕い意味の意見を聞くという程度になつたのか、その理由はどういふところにあるのか。

○安孫子政府委員 先ほどの問題はもと慎重に研究いたしたいと思ひますが、ちよつと気がかりな点がありますのでつけ加えておきます。かりに食糧法の第三條で割当買入をするといふことになつた場合には、これは国民食糧の確保上必要のためにそれをやるということではあります。で、配給の面について、やはり割当配給でもせざるを得ないという状況になるのじやなからうかと私は思ひます。一方生産者からは割当買入をしないが、その買入れましたものを自由に処分するといふことは、これはできなからうと思ひます。私が先ほど申しましたのは、割当買入をしない場合の麦の流通についての大体的考へ方を申し上げたのであります。割当買入をするといふやうな事態になりますれば、買入れる方だけをそういたしまして、流通なり消

費の面を野放図にしておくといいわけには参りませんので、割当買入れをするような事態になりますならば、その方面における規正もおのずから伴わざるを得ないだろうというふうな考へておりますから、御了承願います。

それから前には、農業調整委員会は議決機関でありましたが、今度は諮問機関になります。これはいろいろ内部にも議論がございまして、当然従来は決議でやつて来ており、十分御協力を得ておりますので、決議でいいじやないかという議論もありました。ただ農業委員会法全般的構成から見まして、これだけが決議になることは、ほかの関係からも考へていろいろ議論しました結果、諮問になったのであります。しかしこの諮問は單なる諮問ではなくて、決議と同様の意味において運用すべきであるということを見わしたという事で、これを相當尊重しなければならぬという一項を加えました。決議という字は使いませんでした。が、決議と同じものであるということをや法文上明示したという事で御審議願いたいと思います。

○金子委員 どうもあふなつかしい御説明ですが、これは決議にしておいたために、今まで相当長い期間あの苦しい供出をやつて参りました。その過程におきまして、とにかく果敢段階におきまして、町村段階におきまして、議決機関だということで、結局政府が一方的に押しつけた数字を、この人たちが苦勞をしてのんでおるのであります。それをことさらに諮問ということにするのは、今までは、自分たちが決議したのだから、自分の都合へ帰つても、村へ帰つてもやらせなければならぬ

という氣持が出たのでありますけれども、單に諮問ということでは責任もなくなり、こういうふうにしたことがかえつて効果をマイナスにする。役人としてはこの方が案に思ふかも知れぬけれども、今まで議決機関であつたために、一定の数字を指示しても、のまなという問題が起つたならば別でありますけれども、今までの調整委員会が、農民と役所の板ばさみになつて、非常に苦しみながらも、国から割当てた数字を下の方へおろして納得させているのであります。これだけ大きな仕事をしている調整委員会の仕事を無視して、この際意見を聞く程度にすること、かえつて実績上マイナスになると思ひます。それから、ほかの部分も諮問だからこれも諮問にしたと言われるが、それでは話にならぬ。たとえば村の農産物の販売計画をどうするか、農業計画をどうするか、これは村全体の問題でありますから、この人たちが決議したつて、この人たちだけでできる問題ではない。だから諮問でも、意見でもけつこうであります。しかし、これはその人たちが末端に持帰つてやるのでありますから、この点はどうも納得できないという点を申し上げておきます。

○安孫子政府委員 ただいまのお話は、私もその通りだと存じております。議決機関にいたしましたも、やはり関係者が自己の責任において決定したことでありますから、その趣旨に沿つて最大の努力をいたしてあげ、その結果今までのような成績を上げておる。きめますときには非常にのみますけれども、きめたあとは非常にスムーズに行くといいのが実情だと思つております。

す。その辺御審議を願つて……。○金子委員 それではこの問題は、私の考へ方も政府の考へ方も一致しておりますので、あとにしたいと思ひます。

それから先ほどの長官の補足の答弁であります。そのことにつきましまして、私が配給統制を解除した後は、この問題は非常に困難性を持つて来ると思ひます。これは、最後のあなたの答弁の中で、もしも国家が必要なりと認め農民から割当買上げをするというふうな段階になりましたときには、当然配給も放任さるべき問題ではないだらうと思ふというふうなお話であります。その点は私もそう思ひます。しかしながら、先ほども申したように、統制が單に公定価格をきめたとか、拂下げ価格をきめたとか、ないしはその契約によつて、こういうふうな契約事項というふうなことで、この複雑した世の中で、しかも個人々々の感情は、いかにしてもうけんかなというふうな感情の上に立つて生活しておるこの社会で、そういうふうなことだけで統制ができるのだつたら、統制というものは非常に簡単なものであります。結局その統制をするためにいろいろの機関をつくる、機構を立て直す、配給なり加工なりの機関や機構を立てて来たことが今日までの間に、たくさん煩雜さと費用とが要するのであります。さればといつて——これは家畜で言うならばいわゆる鶏のさくであります。鶏のさくをみるとつてしまつてから、鶏集まれというふうなことでは、どうやつてみても鶏はよく集まらぬ。結局一定のさくの

中に入れておいて、この組は十羽、この組は二十羽とやつたときに整然としておるようでありまして、そのさくとつてから、お前二十羽にかたまつてくれ、お前は十羽にかたまつてくれと言つても、容易にこれはかたまつたものではない。そこに私は、統制をいたしますときの、統制強化の過程におきまします。統制をこういふふうな解いて行きます過程においても、同じような苦しみと欠陥が出て参ると思ふのであります。その点はどうにも解決のつかぬような大きな問題だと思ひます。で、十分御研究願ひたいと思ひます。それから最後に、これは直接法律の問題でありませんが、統制上必要でありますのでお伺ひしたい。これはどなたからか質問が出ておるかも知れませんが、今の政府の米の買上げの平均、たとえば今度買上げました昨年度の買上げでけつこうですが、その平均価格と、それから今の末端配給価格の関係、それから小麦、大麦製品に對しますところの末端価格、これだけ後ほどちよつと知らせたい。質問はこれで打ち切ります。

○松浦委員長代理 足鹿覺君。○足鹿委員 私は、食糧管理法の一部改正並びに食糧の政府買入数量の指示に關する法律案審議に關連いたしましたので、二、三お尋ね申し上げたいのです。それは、この法律の中心である麦の統制撤廃問題に對して、最近において總司令部關係から、短時日の間にいろいろの覚書等が発表せられておるやに聞いているのであります。またそれをわれわれも考へますと、必ずしも政府が考へておる麦の統制撤廃を指示してお

るとも考へられないように、新聞紙上においては見受けておるのであります。これと相呼應するかのごとく、全国の農民団体は、こぞつて麦の統制撤廃に反對をし、そうして先般東京において大会を開いて、正式な態度を決定しておるのであります。これらの事実を徹して、政府はなおこの麦類の統制撤廃を強行して行こうという——新しいこのような情勢が動いて来ておりましても、なおこれを強行して行くお考へでありますかどうか。

これに關連をいたしまして、三月十日、マーカット経済科学局長から非公式書簡が発せられ、政府部内における意見の不統一、あるいは食糧政策の一貫性を欠いた点等が指摘されたと伝えられておるのであります。そのマーカット書簡の内容はどうかと思ひます。お伺ひしたいと思ひます。

○安孫子政府委員 マーカット書簡は發表いたさないという風にいたしました。おりますので、さう御了承願ひいたします。その当時、新聞にいろいろ出ましたが、要点を若干申し上げます。いろいろ新聞紙上に散見するところによると、相矛盾したような記事が報道されておる、その辺は日本政府はどういうふうな考へておるかということについて質問が主であります。私も、私どもといひましたし、昨年来統制の緩和ないし解除という問題について、いろいろ検討を加えて来ておりましたが、去年の暮に最終的な結論を得まして、それによつて予算も組み、また法制も整備しておるのであります。その方針には変更はございません。

○足鹿委員 そうすると、マーカット

しかも現在の麦価は対米比価を著しく
切下げて行く。かようなことで、はたし

て農民がこれに即応して、政府がもし必要とした場合でも、国策に協力して供出意欲を振起して出すでありましようか。おそらく問題は非常に深刻になろうと思ふのであります。価格の問題について確かに矛盾が明らかに出ておる。この点については非常に大きな問題だと思ふのですが、対米比価再檢討についての御構想はどういうものであるか。また一説に言われておる現在の対米比価を下まわぬという意味は、一体どういう意味であるか。もう少し麦価の問題について、具体的に御方針を承りたいのであります。

○安孫子政府委員 麦価が六四になつたということで、非常に下げられたというような御印象をお持ちでありますけれども、これは従来の八十幾つとか何とかというものの比較において御檢討願うといたしますと、六四という数字が妙な数字になるのであります。と申しますのは、今年の米価をきめます際に、パリティ計算ではじいたものに一割五分かの加算額を付け加えております。これは超過供出奨励金その他の財源を振り当てまして、パリティ計算ではじいたものに対して、プラス・アルファというものをのをつけております。この總体についての比率が六四ということでありまして、パリティ計算ではじきました価格とこの麦価とを比較いたしますれば、七四、五になろうかと思ひます。それは計算の基礎になりました数字を彼此勘案いたしました場合の感じであります。従つて従来通りの考え方をいたしますれば、八〇からただちに六〇台に落したということではなくて、その間七〇幾つになつたのでありまして、一〇程度落したとい

うことであります。

それから米価と麦価との開きにつきましては、非常に窮乏いたしておりますれば、やはり代用品等が値上りをいたしますのと同じような意味におきまして、また増産の点からいたしまして、対米比価を上げざるを得ないし、上げて来ておつたのであります。しかし経済状態がノルマルになつて参りますれば、これは経済現象といたしましても、自然にそこへおちついて行く性質のものだらうと思います。しかしそれは急激にそうしたことになつても、農業生産の上いろいろ支障を来しますので、対米比価六四という線を明示いたしまして、そういう線であれば、政府は幾らでも買うというような意味においてのてこ入れをいたして、いる価格になると思います。これは七四と考へてもいいわけでありまして、つてなお十分今後の状況の変化に應じまして麦価の点については検討を加えたいと思いますけれども、現状におきまして、私どもは、そうした価格によつて非常に無理をかけている価格ではないというふうに、実は考へております。六四という数字が非常におかしい低い数字になつておりますけれども、実質的な比較をいたしますれば、七四、五であつたかと思うのであります。

○足鹿委員 どうもその答弁は私了承
がでかかれる。どうして七四になるの
ですか。六四で、大麦の場合は五四と
いうことで、これははつきりと政府が
発表しておられるのであつて、プラ
ス、アルファの問題があるから七四
に相当するのだというのは、これはど
うもことに苦しい答弁であらうと思

う。要するに現在の対米比価を下まねなければならないのではないかとというようになお考えのようである。そのこと自体が、現在の物価の上昇率に関連して、米価自身も、政府はまだ今度の補正予算については改訂のお考えがないように、大蔵大臣は予算委員会でも発表しておられますが、事実そうですか。

○安孫子政府委員 本年産米の米価については、予算には一定のペリテイの上昇率を見込んで予算米価はきまつておりますが、これは予算上の価格でありまして、現実にはペリテイがもつと上る、あるいは生産費計算主義をとれば、生産費の上においてそれが上るといふ結果になりますれば、予算とは別に、予算米価と切り離して、現実の米価を決定せざるを得ないし、そうすることが適當であらうと思います。従来ともそういうことをやつて来ておりま

○足腰委員 そうするとさつき長官が言われた七四という比率はどこから出るのでですか。この予算米価をある程度現実の米価に当てはめて、これを増額して行く、その場合に対米比価六四、大麦の場合は五四という比率によつて、實際問題として計算されて行くことになるのではないですか。どうもそこら辺が私にはわからない。

○安孫子政府委員 今、予算上組んでおります。妻価の比率は六四、これはまるまるを比較いたしますと六四であります。が、一割五分のものを除いたものを比較いたしますと七四、五だろうと思います。そういうふうになるということをお願いいたします。今後米価が非常に上りました場合に、この

麦価の比率をどうするかということ
は、これは十分検討してみなければならぬと思います。予算はそういうやり方をいたしております。予算を立てておられますのが六四と俗に言われておりますが、従来と同じような筆法で対米比価を検討すれば、七四・五と理解するのが正しいのではないということであります。

○足庵委員　これはいくら押し問答してもいたし方がないからやめですが、結論的には、麦価の問題については、再検討して行く意思があることだけは明らかになったのですね。そう解釈してよいのですね。

最後にもう一点、直接麦価の問題と関係はありませんが、雑穀の価格の問題について、供出価格と最近の政府の売渡し価格との間に相当の差額がついてはいる。産地の北海道その他の方面の農民は、その問題を非常に重要視して、先般の全国の農民大会においても悲痛な叫びをあげている。これについて、政府はいかような措置をとつておいてになるか、その点を明らかにしていただきたいと思います。

○安孫子政府委員 雑穀が一種の気運
の相場で非常な値上りをしている。こ
れは日ならずしてもつと鎮靜して来る
ものだと思いますけれども、統制解除
をめぐりまして、その前後において、み
んながちようちゃんをつけて相当な値段
を出している。政府は新しい物はあま
り処分いたしておりませんが、今後大
豆の処分をいたします。これもいろいろ
の農林委員会の御意見等もございます
が、できるだけ実需者に、そうとつび
な値段でない、一定の値段に近いよう
な線において処分をしたいということ

で、そういう方向で進めております。かりにそうした処分が終つて、差益が相当出た場合には、やはり食管特別会計に保留すべき性質のものではないというふうに考えます。従つてそうしたものが出て参りますれば、これは何かの形において生産者にバック・ペイをしたいという方向で進みたいと考えております。

○野原委員長代理 河野委員。

○河野(謙)委員 私はこの法案につきましては、根本的にはまづたく同意するものであります。ただ法案の内容、実施の面について、少しく政府にただしておきたいと思ひます。と申しますのは、まず配給の面です。食糧公団を廃止してよく民間に切りかえるが、この場合における根本的な、しかも一番大きな理由は、経費の節減の点であろうと思ひますけれども、いよいよこの実施に當つて、内容的にはたして経費の節減ができるやいなやという問題であります。なぜ私がかようなことを申し上げるかと思ひますと、前回末端の切り離しをやりましたときに、小売の手数料が非常にふえておられます。しかもこの小売の手数料のふえておるが、真に必要なものによつてふえておるならよいけれども、内容に於いて非常に疑わしいものがあります。たとえば、その小売のマージンのこと、中の金利のごときは、はたしてどういうところからそういう金利を出したのか。また今度卸のマージンの中に相当多くの金利が含まれてゐる。卸が小売に貸す、そこでその小売の金利は、ほとんど卸の金利でカバーできてゐるはずなんです。しかもさきには小売の金利を卸の金利以上のものを見ている。小さな

このようでありますが、かように民間に切りかえることによつて、各段階ごとにだぶつていゝな経費を加算するといふことは、結局において、これが積み積つて統制時代よりも逆に、中間経費がふくらむという結果になると私は思います。過日政務次官を通じて資料を要求しておきましたが、たゞいま簡単な資料をいただきましたので、さらにこまかく資料をいただきたい御説明いただこうと思つております。しかしながら今日の段階においては、大さつぱりよいのですが、切りかえることによつて、今までの中間経費よりもどれだけ経費の節減ができるか、また少くとも経費の膨張にならぬといふことが言ひ得るかどうか、これをひとつ教えていただきたいと思ひます。

それからもう一つここで具体的にお答え願ひたいのは、これも過日の委員会で政務次官に資料を要求しておいたのですが、問題は、公団がやめになりまして、各地方の市町村の配給事務が非常にふえるのです。御承知のようにこの事務は、私一々読み上げてもいいのですが、六つか七つほど新規にこまかい仕事がある。これにつきまして、地方自治体の財政というものは、平衡交代金をめぐつて非常に問題が大きくなつたといふことも御承知の通りであります。今後地方の自治体に新しく仕事をさせる場合に、財政の裏づけが中央政府において当然考えられなければならない。ところがこれが私は考えられないと思ふ。はたしてこの食糧の配給事務を市町村に大きくかぶせる、その裏づけの財政的負担について、政府は何を考へておられるか、これをひとつ御説明いただきたい。

い、かように思ひます。
○安孫子政府委員 民営になりました場合の、卸小売のマージンの内容あるいは算定の基礎についてお話がございますが、大体から申しまして、総額は、本年の一月に消費者価格を設定した場合に見込みましたものでやつておるわけでありまして、当時予想いたしましたものよりもふくらましてはございませんで、この点だけ御了承願ひたいと思ひます。詳細の内容につきましては、後刻資料で御説明申し上げます。

それから配給公団はやめになりました、府県あるいは市町村の行政事務が相当ふえて参るであろうことは事実であります。これについて、平衡交付金の方を増額してくれといふ要望が相当ございします。しかし平衡交付金は相当大きなものでございまして、この配給面の行政事務のためには十二、三億必要ではなかつたかと思ひますが、そういうようなものは、ひとつはつきりとつてもらいたいといふことは、各方面からお話がございます。私も大蔵省と交渉を續けております。大きい金額の中において、十何億をプラスしたいといふことは事実においてはつきりいたしませんので、少くともその部分だけは紐つきにして、この中にはこれだけの金額が事務費のために見込んであるといふことはつきりして、それでもつて処分ができるから、少くともそういうことでやつてもらいたいといふ、強い要望がございました。私もその通りだと思ひまして、ただいま大蔵省方面と、そういうことで交渉をいたしておるといふ実情であります。

○河野(議員)委員 いよ／＼四月一日から業務が開始になるので、今例の頭強と言ひますか、倣岸大蔵省と折衝中だ、しかも折衝してほとんど折衝のついたたけがないといふくらいにむづかしい大蔵省との関係を、四月一日を控えて、私は非常に心細いと思ふのですが、もう少し地方の自治体の実情を考へて具体的に処置されなければ困ると思ひます。たとえば卸業者なり小売業者の手数料について、もう一ぺん検討し直して、その中からひとつ抽出の方法を考へるとかなんとかいうことがあると思ふ。私はいつもここで商業資本と言ひますか、その方に強く当りますけれども、私は過日申し上げましたが、決して商業資本を否定するものではありませんけれども、たとえば今度の登録の競争だけ、業者が使つておる金は何千万円といふことを、どこの県でも言われております。この金はどこから出るか、なるほど一時それらの登録業者が立てかえたことになるかも知れませんが、そのものが返還される含みなければならぬ。その含みがあるといふことは、結局消費者に転嫁されるというところなのである。今の登録制をめぐつての膨大な、しかもはでな登録分取りの競争の裏を見ましても、私はそこにまた卸なり小売の手数料、またそれに拂ふところの運賃なりにつきましては、まだ農林省が検討すべき余地が十分あると思ふ。これらが非常にきゆう／＼なことをやつておつて、しかも一般市民、町民の食糧の配給のため地方の自治体が負担する、これならわかつております。しかし地方の自治

体は、非常に苦しい中で居残りをして仕事をしておる。しかるに一方においてこれらの業者が――これは仮定ですが、かりにこれらの卸なり小売業者が、余裕ある手数料で左うちわでやるという結果になつたら、これはあまりに政治の不公平であります。これについて、他に大蔵省との折衝の余地もまだ残つておるようでありまして、それども、そういうあまりたよりにならぬことを言わぬで、こゝで一兩日中に、農林省は地方の自治体に対する手数料については、もう少し具体的に指示をいたさなければいかぬ。かように考へますが、これについてももう少し具体的に御答弁いただきたいと思ひます。

○安孫子政府委員 一つの御提案として、卸小売のマージンを切つてそれをまわしたらというお話であります。それも一つの方法だと思ひますが、小売のマージンも公表いたしておられます。卸のマージンも大体公表いたしたような状態でありまして、これを今すぐ減らすというわけには参りません。この次の適当な機会に、その辺を再検討することは当然やらなければならぬと思ひます。従つて、さしあたり行政事務に關しましては大蔵省に――倣岸ではありましては農林省に、ひたすら頼みまして、食糧問題の重要性から、ぜひ紐つきでやつてくれといふことでお願いするよりは、かしこうがないと思つております。

○河野(議員)委員 くだいようでありますけれども、大蔵省との折衝について見通しを持つておられるか、おられないか、これをお伺ひいたします。見通しが不幸にしてはなされたら、食糧庁長官なり農林大臣の責任で片づけま

と云われる。私はその責任を追究しようとは思ひませんけれども、こういう問題は責任をもつてやつておられると思ひますから、それについて長官の見通しはどうであるかといふことを伺ひたいと思ひます。

それからもう一つ、一番最初に伺ひました中間経費が含まれておらないのですか、きつきの御答弁ですと、この切りかえによつて中間経費は含まない、こゝういふふうに向つたと思ひますが、それに間違ひないかどうか、お伺ひしたいと思ひます。

それからさつき足鹿さんから、雑穀の問題についてお尋ねがありました。が、雑穀がこゝで非常に暴騰しておるのは、その根源はえさの問題から出発しております。でありますから、えさの対策が樹立されない限りは、雑穀の市価は安定しないと私は思ひます。そこで、えさの中で一番大きな部分を占めるのはふすまでありまして、このふすまの根本対策は、要するに小麦の加工量をふやす以外にないと思ひます。先日政府はふすま、麦ぬか、米ぬかの価格について指示されました。これは適切な指示だと思ひますけれども、アスピリン療法であります。解熱剤であります。あとで栄養療法がなければならぬ、栄養療法はすなわち供給量をふやすといふことであります。このえさの供給量をふやすことについて、何か具体的な方策を持つておられるか。雑穀は一時暴騰したけれども、そのうちにおちつくであらうと思ひますけれども、えさが不足する限りにおいては、雑穀の市価は安定しませんが、私は一時治まつたものはまた勃発すると思ふ。時にふすまなり麦ぬかの

供給量をふやすについて、加工を今後いかにつけて行かれるかということについて、明確にお答えいただきたいと思ひます。

○安孫子政府委員 中間経費は、消費者価格をきめるときに見込みましたものの範囲内においてやつておるのは事実であります。お話の点はもつと広い意味において、国家の経費がかかりはしないかということではないかと思ひますが、食糧特別会計においては、人件費その他は、今後の国会で御審議を願う定員法の関係で、これを御承知のことだと思ひます。消費者価格の算定基礎になりました場合のわく内において、今度の卸小売価格はきめております。この点は御承知を願ひたいと思ひます。

それから大蔵省との話し合いであります。これは私は何とかなるのではないかと思つております。はつきりひもつきという形において出されなければ、口頭でも、そういう指示を大蔵省が流してもらうという程度においてでも、地方庁としては何とかがまんしてやろうということになつております。その程度のことでは私はできるものだらうと思つております。

それからふすま等の問題であります。飼料の問題が非常に重要なことはお説の通りであります。一面食糧の加工、貯蔵の問題もありますけれども、私どもは、できるだけえさの問題もあわせ考へて、加工計画を進めたいと存じております。従つてあるいはこの次の期には、ほとんどゼロに近いような加工数字になるというような場合におきましても、その問題を考へて、若干ふやしておくというような措置を

いたしまして、できるだけの調整をとつて参るつもりでおります。

○野原委員長代理 木村榮君。

○木村(榮)委員 私は最初に根本的な問題をひとつお尋ねしたいのですが、大体原則的に政府の方針としては、輸入食糧の方に重点を置かれるのか、国内生産の増強の方に重点を置かれるのか、その点をお伺ひします。

○安孫子政府委員 これはやはり両方に重点を置いております。つまり国内食糧だけで自給ができないからです。その点からいいますと、どうしても輸入食糧というものに努力いたさなければなりません。しかしいつまでも輸入食糧だけにたよつておつたのでは、これまたたいへんなことであります。国内の増産というのに対しては、努力する。どつちが主であり、どつちが従であるということとはちよつと申し上げられせん。

○木村(榮)委員 それはぬえ的な答であつて、どつちにも重点を置くということは、常識ではそう言えるでしょう。しかし、今あなたがおつしやつたように、いつまでも外国食糧に依存はできないから、生産を増強しなければならぬということになれば、最初からどつちかに重点を置いた具体的な政策というものが政府に立たなければ、なかなかうまく行かない。その点を政府の方としては、どつちも主だというようになつてくなくて、重点はこゝだというところは明確に出ると思ふが、その点はどうですか。

○安孫子政府委員 農政政策の見地からは、政務次官からお話があると思ひますが、食糧政策の操作を担当しております私どもの方としては、同じウエ

イトにおいて考へております。

○木村(榮)委員 そういたしますと、食糧庁の方の計画としては、先のことほどでもよい。まず今年なら今年の問題だけを問題として取組むのだ、こゝういうわけですね。

○安孫子政府委員 将来の方向としては、国内の自給力をできるだけ高めて、輸入はできるだけ少くしたいという方向であります。しかし私ども操作の上におきましては、年度々々の計画を立てておきますが、これは現実的な問題といたしまして、需給の均衡並びに価格の安定をはからなければならぬという点から、その点を重点にして計画を進めて参る、その点から申し上げます。やはり両方同じようなウエイトにおいて考へてみたいというわけでありませう。

○横田委員 関連して伺ひますが、価格の安定とはどういうふうな価格の安定になりますか。いつも価格の安定でしやくにさわるのです。日本の価格は価格でないのだ。強盗が盗んだ証憑に置いて行くしるしなんです。米の値段ではない。現に外国の米は一石八千円から一万円以上で買つておる。日本の米は五千五百二十九円、品質から見たならば日本の方がずつとよい、外国の方が悪い。これはわかつておるでしょう。しかもそれを消費者に渡すときは安い値段で売つておる。日本の米は高い値段で売つておる。これは間違いないでしょう。それを価格々々と言われると、何が価格かと聞きたくなるのです。その価格の正体を一つべん教えてください。

○安孫子政府委員 価格と申しましたのは、今回のえさのようなことがない

ように、主食についてはやはり安定した価格を保持しなければ、国民経済上困るだらう、そういう意味で申し上げておるのであります。もちろん生産者価格については、今のものが諸物価に比べて割安である。またほかの方法から見れば、ああいう価格ではどうしても納付が行かぬということとは、十分承知いたしております。従つて米価については、やはりできるだけ引合ふように引上げて行くという方向について、私は、私どもそういう方向で参りたいと思つております。安定と申しましたのは、どちらかと申しますと、消費者価格というものに重点を置いて私は申したのであります。

○横田委員 安定した価格、国民生活の安定ということですが、ここで私がわからないのは、外国食糧は、高く買つて国内で安く売つておるといふことは事実だと言われましたね。そういういたしますと、外国食糧を高く買つておきながら、国内においては、国内で安く買つた日本食糧より安く売らなければならぬところの理由は、一体どこにあるのですか。これは価格の面から伺ひたいです。

○安孫子政府委員 外国から高く入つたものに補給金をつけて安く売つておる……。

○横田委員 いや、そうじゃない。外国から買つた米は日本の米よりもずつと高い。ところが日本の消費者に渡す場合には、日本の米よりも外国の米を安く売つておる。これです。

○安孫子政府委員 シヤム米たようなものだと思いますが、シヤム米を内地米の一割安で売つておる。このことのお話だらうと思ふのであります。こ

れは消費者の嗜好その他から申しまして、そうした差をつけることが適當であらうと考へて、差をつけたのであります。内米とシヤム米とは、国民的な嗜好から申しまして、一割安くいいいのはなからうかというふうな考へております。

○横田委員 嗜好というものは、国民の好みに合わないといふ解釈はいいですか。つまり値打がないと解釈していいですか。値打がないものを高く買つて、日本の国内で安く売つておる。これが日本の農民としてはしやくにさわるのです。

○安孫子政府委員 御承知のように、取引でありますから、向うの方からなるべく安く入りたいと思ひますけれども、これは相手のあることであります。それではなければ売らぬということになります。国内の増産が急ピツチに上つて、今年中にでも自給ができるということならば、これは強気にできる。そういう関係であります。

○木村(榮)委員 今、安孫子長官の御説明では、重点を置くというのには、国内の食糧増産の方が重点だと言われたのであります。そういたしますと、政府としては、そのためには具体的な政策が出るのじやないかと思ふ。たとえばこの食糧の政府買入れの法律を例にとつてみますと、この法律案の中では、どういふ点でこれを政府としては具体的に表現され、やろうとしておるか。この増産対策というか、そういうものがこの中に織り込んであるのかないのか。もう一つ具体的に言いますと、重点は、根本的に言えば、農民の生産意欲を向上させ、しかもそれにマツチするような諸般の政策をやらな

と、実際にこれは現実の問題とならないのでありますから、そういう点でこの法律案そのものを例にとつた場合は、どういふ点でこれは生産意欲を増強するようにできているか、こういう点を御説明していただきたい。

○安孫子政府委員 食糧管理法の方の点は、これは食糧管理に関する法律でありまして、買入手続法の方は、こういうことになつたものをどういふ方法で買入かという点の手続でありまして、もちろん増産に関するものは、この二法律以外に、農林省の全般の政策として考えられるもの、これはそういう手続法、管理に関する法案でありますから、これにどこに増産対策があるかと端的にお聞きになりまして、どこにあるかというところは申し上げられません。農業全般の政策として、そういう増産対策を農林省として講じておるわけであり

ます。

○木村(衆)委員 そこで問題になるのは、農林省の方としては、その他の面において、具体的な生産増強対策が出ておると仮定いたしました場合には、その政策にのつたような買上げの方法を立てない、生産増強の対策は、かりにある程度満足すべきものであつても、生産した物をいざ買入ということにおいては、もしこれが一致しなかつたときには、やはりこれは全般から見ると、生産を阻害する結果になるわけですから、そういう点で、生産増強のできる対策と、買上げる方法とがどういふ点で一致しているからいいのだという点の、御説明をお願いいた

○安孫子政府委員 大体を申し上げます

と、終戦直後のように、あるいは終戦前のように、食糧法一本でもつて、一方的な割当をしてこれをとつておつたが、順次そうした方向よりも、もつと民主的な方法において供出割当をすべきであるという方向に向つて、食糧法というものができて来て、その食糧法の割当に関する手続をこゝへ大体載せたのであります。そうした意味において、従来のやり方とそうかわつておらぬのであります。

増産と直接結びつくかどうかという問題でありますけれども、もちろん増産を阻害することのなるべくないよう

にいたしたい、そのためには、やはり農業調整委員、そうした方々のお話もいろいろ聞き、それと一緒にやつてやるという仕組みに、従来やつて来ている、その方法をとつていけるわけであり

ますから、そういうように御理解をお願いしたいと思います。

○木村(衆)委員 そうしますと、たとえば収穫見込み高をきめる場合に、今度は収穫が見込みよりも上まわつた、あるいは下まわつたという場合に、調査の方法などはどういふふうな方法でやるのですか。

○安孫子政府委員 原則といたしまして、作報調査によりたいと思つております。

○木村(衆)委員 そうしますと、作報が最初見たところと、またある一定の時間を経過して見たところと違つたという場合には、多く見た場合の方を採用するのですか。

○安孫子政府委員 多く見た場合と少く見た場合と両方をとりま

まわつた場合においては、農業調整委員の意見を尊重して、異議の申立てというところもあると思ひます。そして上まわつた場合には、農林大臣が大体意見を聞いてやるというふうになつておると思ひます。そうしますと、そのきめ方は、上まわつた場合には一方的ですが、上まわつていないということをして農民側が申し立てる何か方法があるのですか。

○安孫子政府委員 少しはつきりいたしません、最初の割当は予想收穫高で一応やつて行くわけです。その後、実收穫が発表になりまして、その間に相当増減のある場合が出て参ります。減になりました場合には、それを手直すようなことをこの法律の中に規定しているわけでありまして、それから非常に増になつた場合には、食糧確保上どうしても必要だといふ場合には、これに對して追加割当ができるというふうな規定を置いていけるわけであり

ます。

ですから減ります方は大体そういう方法でやりますけれども、ふえる方は、やはり全般の食糧需給の上において、どうしてもそういう必要があるという場合に、それをやるということ、追加して出してもらう場合は非常に制限的

で、減らす場合はそう制限的ではない。これは一つの増産意欲をねらつて、そういう建前にしてゐるわけであり

ます。

○木村(衆)委員 そこで最初の問題に返つて、国内の生産に重点を置くことになれば、当然農家経営全般の問題を問題にしないと、ただ単に米の問題だけではな

いと思ひます。そういう場合に、農家経営全般における米穀の占める経済的な比重といふことが、ウエイ

トを、農林省はどのくらいに見ておられますか。

○安孫子政府委員 地帯によつても、経営規模によつても違ひますし、また作付内容によつても違ひますが、米の比重は大体三十四、五パーセントではないかと思ひます。

○木村(衆)委員 そうしますと、今の御説明では、あとの六十何パーセントというものは今の日本の農業経営状態は、国際的な関係で、相当脅かされる場合がある。天候その他の関係で、今年は豊年だつたという程度に米ができた、しかし農家経営全般の中においては、非常に困難な状況にあるといつたような場合、米の買入れ価格を決定するに相当考慮が拂われなければならぬ。そうすると、ただ米のでき高の予想といつたものだけでなくて、これが経済全般から見た場合には、相當うまく調節する必要があると思ひ

ます。その点はどのような方向でおやりになるか、あるいはそういう場合の対策、こういう点について伺ひます。

○安孫子政府委員 一つは価格であります、これは米価審議会その他におきまして、十分いろいろ検討を加え、農家経済の状況というものの背景として考へて、検討して決定して参りたいと思つております。買入れ手続に關しては、直接的に問題はないかと思ひますが、やはりそういう農村の事情、あるいは動向というふうな問題は、中央におきまして買入れ審議会等において、種々検討されて、そうしたいろいろのお話合ひの上において、割当数量がきまつて参るかと思ひます。

○野原委員長代理 本日はこの程度に

とどめて散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。
午後三時三十九分散会

昭和二十六年四月三日印刷

昭和二十六年四月四日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所